

新潟県SDGs推進建設企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDGs達成に向けた取組を積極的に行う県内の建設企業を登録し、その取組を広く周知することにより、SDGs達成のための取組を行う企業の増加を図るとともに、SDGs達成に向けた建設産業が果たす役割の重要性について広く県民に周知し、建設産業の魅力向上につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内建設企業 新潟県内に主たる営業所を有する、次のいずれかに該当する法人または個人事業主をいう。
 - ア 建設業法第3条の許可を受けている者
 - イ 建設コンサルタント登録規程第2条の登録を受けている者
 - ウ 測量法第55条の登録を受けている者
 - エ 地質調査業者登録規程第2条の登録を受けている者
 - オ 補償コンサルタント登録規程第2条の登録を受けている者
 - カ 日本標準産業分類上の大分類が製造業であって、かつ主として建設資材を製造している者
- (2) 登録企業 第5条第1項の規定により新潟県SDGs推進建設企業に登録された県内建設企業をいう。

(登録要件)

第3条 新潟県知事（以下、「知事」という。）は、次の各号の全てに該当する県内建設企業について、登録を行うものとする。

- (1) 環境・社会・経済の3側面それぞれにおいて、SDGs達成に向けた取組を実施している、又は取組を行う意欲があることを示していること。また、当該取組に関連する指標を設定していること。ただし、必ず今後新たに行う取組を含むものとする。
- (2) 自社ホームページ等において、SDGsを推進していることを宣言するとともに、その具体的取組内容について公表していること。
- (3) 申請者及び申請者の役員が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - イ 申請日が属する年度（登録日から3月31日までの間を除く。）及びその前年度において以下のいずれかに該当する者がいないこと

- (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (イ) 許可又は登録の根拠法令等の規定による監督処分を受けた者
 - (ウ) 新潟県の入札参加資格の指名停止を受けた者
- ウ 前記ア及びイに該当するものの他、登録することがふさわしくないと認められる者

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、次に掲げる書類により、知事に対し登録の申請を行うものとする。

- (1) 新潟県SDGs推進建設企業登録申請書(様式第1号)
- (2) SDGs達成に向けた宣言書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 第2条(1)カに該当する場合は、主な業務内容が建設資材の製造であることがわかる書類

(登録)

第5条 知事は、前条の規定による申請が、第3条の登録要件を全て満たすと認められるときは、当該申請をした県内建設企業を新潟県SDGs推進建設企業として登録を行うこととする。

- 2 知事は、前項の登録を行ったときは、登録企業に対し登録証を交付し、ロゴマークの使用を認めるとともに、県ホームページ等で公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録を行った日から3年とする。

(登録の更新)

第7条 登録企業のうち、登録の更新を受けようとする者は、第4条に規定する書類を知事に提出しなければならない。

(取組の進捗状況報告)

第8条 登録企業は、登録の日から1年経過するごとに、その間の取組の進捗状況について、次の各号に掲げる事項を自社のホームページ等で公表しなければならない。進捗状況報告書(様式第4号)を自社のホームページ等に掲載する方法も認めるものとする。

- (1) SDGs達成に向けた取組
- (2) 2030年に向けた指標の進捗状況(登録時、現状値及び目標値)
- (3) SDGs17の目標のうち関連する項目番号・項目名

2 登録企業は、前項の規定による公表をしたときは、知事に、公表した内容を速やかに報告するものとする。

(登録の変更)

第9条 登録企業は、名称、所在地、代表者、連絡先、業種及びホームページ URL に変更があったときは、新潟県SDGs推進建設企業登録事項変更届出書（様式第5号）により変更事項を知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録企業は、登録の有効期間の途中で登録の辞退をしようとするときは、新潟県SDGs推進建設企業登録辞退届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実により登録を受けたとき。
- (3) 第10条の規定に基づく辞退届が提出されたとき。
- (4) 取組の実態がない等の理由により、知事が登録の取消をすることが適当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、新潟県SDGs推進建設企業登録制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

附則

2 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附則

3 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附則

4 この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

附則

5 この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

附則

6 令和8年8月1日時点で本要綱第5条第1項の登録を受けている者は、その有効期限を令和11年8月1日までとする。

附則

7 この要綱は、令和8年6月3日から施行する。